企画競争説明書

業 務 名 称:カンボジア国水質汚濁防止能力向上プロジェク

1

調達管理番号: 23a00189

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という。)」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法 (企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章 4. (2)上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年7月19日 独立行政法人国際協力機構 調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年7月19日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称:カンボジア国水質汚濁防止能力向上プロジェクト
- (2) 業務内容:「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款:
- (〇) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

なお、本邦研修(または本邦招へい)に係る業務については、別途「技術研修 等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積 書においては、本体契約と本邦研修(または本邦招へい)に分けて積算してく ださい。

(4)契約履行期間(予定):2023年10月 ~ 2026年10月(36ヶ月)

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地 業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつき ましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。以下は「36カ月未満」想定での算定です。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後):契約金額の13%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降):契約金額の13%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降):契約金額の13%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1)選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス: Miyoshi. Nozomu@jica. go. jp

(2) 事業実施担当部

地球環境部 環境管理グループ第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年7月25日 12時
2	企画競争説明書に対する質	2023年7月26日 12時
	問	
3	質問への回答	2023年7月31日
4	プロポーザル等の提出用フ	プロポーザル等の提出期限日の
	ォルダ作成依頼	4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロ	2023年8月14日 12時
	ポーザル等の提出期限日	
6	プレゼンテーション	実施しません
7	評価結果の通知日	2023年8月25日
8	技術評価説明の申込日(順位	評価結果の通知メールの送付日の翌日から
	が第1位の者を除く)	起算して7営業日以内(申込先:
		https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE)
		※2023年7月公示から変更となりました。

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022 年 4 月) 」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認
- (2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。「水質汚濁防止能力向上 プロジェクト詳細計画策定調査(評価分析)」(調達管理番号:22a00576)の受注者 (佐野総合企画株式会社)及び同業務の業務従事者

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に規 定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認するこ とがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、 プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表 者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めませ ん。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」に示される手順に則り依頼ください(依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4. (3)日程」参照)。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

- 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1)提出期限:上記4. (3)参照

2)提出先:上記4.(1)選定手続き窓口宛、

CC: 担当メールアドレス

- 3)提出方法:電子メール
 - ①件名:「【質問】調達管理番号 案件名」
 - ②添付データ:「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)
- 注1) 質問は「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。
- 注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。
 - (2) 質問への回答
- 上記4. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

8. プロポーザル等の提出

- (1)提出期限:上記4. (3)参照
- (2)提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の 受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023 年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

- 1) プロポーザル・見積書
 - 電子データ(PDF)での提出とします。
 - ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
 - ③ 依頼メール件名:「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」)
 - ④ 依頼メールが 1 営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの 提出ができなくなりますので、ご注意ください。
 - ⑤ プロポーザル等は<u>パスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納</u>くださ い。
 - ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF<u>にパスワードを設定</u>し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3)提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

- 2) 見積書(本見積書及び別見積書)
 - ① 宛先:e-koji@jica.go.jp
 - ② 件名: (調達管理番号)_(法人名)_見積書

[例:2Oa00123_OO株式会社_見積書]

- ③ 本文:特段の指定なし
- ④ 添付ファイル:「2○a00123_○○株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位 になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
- ⑦ 別見積については、「第3章4(3)別見積について」のうち、1)~5) の経費と6)~7)の上限額や定額を超える別見積りが区別できるように してください(ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつ くようにしていただくようお願いします)。
- 3) 別提案書(第3章4. (2) に示す上限額を超える提案)がある場合 GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3) の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- (4)提出書類
 - 1) プロポーザル・見積書
 - 2) 別提案書(第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合)

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」 技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

また、第3章4. (2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・ 斟酌されます。

1)業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)としてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位 以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権 者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記4.(3)日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書(案)に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書 II として添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

(なお、プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。)

1. 企画・提案を求める水準

○応募者は、本特記仕様書(案)に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録 (以下「R/D」という。)で設定した)プロジェクトの目標、成果、主な活動に対し て、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案 してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

■ 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書(案)での 該当条項
1	C/Pの主体性向上のための工夫	別紙2「共通留意事項」2 (2)
2	機材調達の有無を含む選定方法と調達スケ ジュール、プロジェクト活動内での活用に ついて	第4条2 (5)
3	ラボラトリーでの水質分析能力向上に係る 指導手法	第5条2-1(1)
4	活動4に係るセミナー開催方針(普及拡大のための工夫)	第5条2-1 (4)
5	本邦研修(または第三国研修)の詳細(内容、対象者及び研修機関)について	第5条2-2

■ プロポーザルにおいては、本特記仕様書(案)の記載内容と異なる内容の提案も 認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてそ の優位性/メリットについての説明を必ず記述してください。

- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ①特殊傭人費(一般業務費)での傭上(主に個人)。
 - ②直接人件費を用いた、業務従事者としての配置(個人。法人に所属する個人も含む) (第3章「2.業務実施上の条件」参照)。
 - ③共同企業体構成員としての構成(法人)(第1章 「5. 競争参加資格」参照)。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書(案)記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

【2】 特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

第1条 総則

この仕様書は、発注者と受注者とが実施する本業務の仕様を示すものである。

第2条 業務の目的

「第3条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第5条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成することを目的とする。

第3条 業務の背景

別紙1(案件概要表)のとおり。

第4条 実施方針及び留意事項

- 1. 共通留意事項 別紙2のとおり。
- 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項
- (1) 我が国の他事業との連携

実施済み、実施中、あるいはこれから開始される技術協力プロジェクト案件等の関連事業の動向等を常に確認し、我が国の支援が整合性のある協力となるよう、十分な情報共有・調整を行う。当該案件と関連の深い案件は次の通りである。

実施済:「環境影響評価(EIA)を含む環境公害管理能力向上プロジェクト(技術協力)」、「トンレサップ湖における環境保全基盤の構築(技術協力)」「プノンペン都庁及び公共事業・運輸省下水管理能力強化プロジェクト(技術協力)」

実施中:「プノンペンにおける下水道整備計画(無償資金協力)」、「プノンペン南西部灌漑・排水施設改修・改良事業(有償資金協力)」、「プノンペン都下水道維持管理能力・浸水対応能力向上プロジェクト(技術協力)」、「タクマウ上水道拡張計画(無償資金協力)」

また、我が国の環境省が主導する「アジア水環境パートナーシップ(Water Environment Partnership in Asia:以下、WEPA)」では水質汚濁源の特定/算定に関して、MOE 職員およびトンレサップ湖周辺州の職員の能力向上を目的とした活動を展開中であり、今後、本事業の活動を進める中で、WEPA が作成する汚濁源算定方法に関するガイドラインの活用についても検討する。

(2) 外部への情報公開について

水質汚濁防止対策の推進において、詳細計画策定調査実施時に情報公開の重要性を 討議し、議事録にも記録している。外部への水質汚濁関連の情報公開は有益な場合も あるが、公開のタイミングや内容について留意する必要がある。内容によっては政治 的に機微な課題にもなりうることから、本件では積極的に情報公開を進めるよう支援 を行うものとするが、最終的な判断はカンボジア国側にあることに留意する。

(3)対象地域での活動方針

本業務では、対象地域において表流水のモニタリングや立ち入り検査の実施、水質管理計画の策定といった活動を予定している。対象地域はプレックノット川の流域とする。プレックノット川は総延長 232 km、Khnang Phsa 山を源にコンポンスプー州を経て、プノンペン都とカンダール州を流下し、最終的にカンダール州のタクマウにてバサック川に流入する河川である。

モニタリング箇所や立ち入り検査先等については水質汚濁課題に基づき、先方政府と協議の上で確定すること。活動の成果は対象地域に限定されるものではなく、地方州や関連セクターに共有されることが期待されることから、作成するガイドラインやマニュアルは他州への共有を念頭に、教訓の抽出を含め、カンボジア国内において汎用性のあるものとなるよう留意する。また、対象地域の州環境部によっては水質汚濁に係る業務の組織体制が確立しておらず、人員配置が不足することが懸念される。対象地域での活動にあたっては、中央と地方の業務分担を整理する、州環境部の水質汚濁防止の取組責任者を配置する等、水質汚濁防止業務の実施体制についても確認・検討を行うこと。

(4) 他ドナー活動の情報収集・連携

カンボジア国では様々なドナーが活動を展開しているが、それらの協力との重複を避け、また相乗効果をもたらすことが重要である。2022 年 12 月時点では、当該分野における支援としては、韓国国際協力団(KOICA)と中国の二か国が挙げられ、韓国は支援を計画中、中国は支援を終了している。

KOICA は今後のプロジェクト(2024年開始見込み)において、ラボラトリー支援を計画中であり、MOE が新たに建設する別棟ラボラトリーの設備整備を担当(レイアウト検討、排気施設など)する。また、これに加えてラボラトリーの開発戦略策定や能力強化研修も実施する予定である。なお、ラボラトリーの能力強化としては、本事業では水分野を、それ以外の大気、土壌等の分野を KOICA 支援で実施することを詳細計画策定調査で GDEP と確認済みであるが、適宜韓国及び C/P と情報共有を行い、JICAとも協議の上で、効果的な連携方法について検討すること。

中国については、MOE 内にカンボジア・中国ジョイントラボラトリーを設置するとともに、機材供与を実施した。しかし、新型コロナウイルス感染拡大を受け、中国側による引継ぎが不十分なまま事業が終了し、現状では機材が十分には活用されていない。ただし、中国側の支援が再開する可能性もあることから、その動向について注視すること。

カンボジア国において活動を展開するドナーはその数が多いことから、プロジェクト実施中も JICA カンボジア事務所と連絡を取りつつ、他ドナーの動向に留意し、活動の重複を避ける等プロジェクトの効果的な実施を心がけることが求められる。

(5) 資機材の調達1

本事業の詳細計画策定調査(2022年12月実施)にて、カンボジア側から ICP-MS 等の分析機器の他に消耗品や試薬を含む資機材の供与が要望された。しかし、詳細計画策定調査時点では、資機材の選定に係る情報が不足していることから保留としている。プロジェクト開始後に、ラボラトリーの能力アセスメント結果、他ドナーからの機材供与計画、カンボジア側の維持管理体制及び予算の確保状況を確認の上、資機材調達の是非及び選定について JICA と協議の上で決定すること。ラボラトリーの CD に資機材の投入が必要であるのか、同国における資機材の消耗部品の取り扱い状況等、適切な投入となるよう留意すること。

(6) ローカルコスト負担

現時点で MOE の活動予算確保は十分でないため、詳細計画策定調査の協議時に、C/P の国内出張の旅費負担が難しい旨、先方より言及があった。これらローカルコストは原則カンボジア政府予算で支出するが、当該案件の詳細計画策定調査実施時に先方から支援の可能性について打診されていることから、プロジェクト開始時にカンボジア側の予算確保状況について確認を行い、カンボジア側での負担が困難な場合においては、双方で協議の上で、JICA カンボジア事務所が定めるカウンターパート機関に対する旅費(宿泊・日当)基準を上限に本プロジェクトに適用する規約を策定することを検討する。具体的な交渉は、プロジェクト開始後に先方及び JICA カンボジア事務所、

¹ プロポーザルでの提案を求める。約15年前にEUの支援でICP-MS(パーキンエルマー社の ELAN 9000)が導入されているが、イオン源の汚染により正確な測定が不可な状態。また、カンボジアに同メーカーの代理店が存在せず、維持管理サービスを提供できる業者がいない。本事業で機材調達する場合、維持管理サービスの有無や、それに伴うラボラトリー予算、機器の操作に係る研修等を踏まえた提案をすること。

JICA 本部と協議を行うこととし、プロポーザル提出時の見積もりでは定額計上とする。

(7) 直営専門家との連携

本プロジェクトの実施にあたっては、業務調整/環境情報を担当する直営長期専門家 1 名の派遣を予定している。同専門家は①プロジェクト進捗管理、②C/P、JICA、専門家等との連絡・調整、③活動広報、④C/P の能力強化に係る各種活動補佐を担当する。受注者は直営専門家と緊密に連携・協力し、業務を実施することとする。但し、同専門家の配置はプロジェクト開始から 2 年間であり、プロジェクト終盤においては受注者によって当該業務を実施する。

(8) JICA課題別事業戦略の中での位置づけと必要なデータの取得

本プロジェクトは、JICA の環境管理分野における課題別事業戦略(JICA グローバルアジェンダ: JGA)である「JICA クリーン・シティ・イニシアティブ: JCCI」のクラスター事業戦略「環境規制及び汚染対策の適正化を通じた健全な環境質の実現」に貢献するものである。

現在策定作業中の JCCI クラスター戦略では、クラスター全体で達成を目指すアウトカムの状態とモニタリング指標を設定する予定であり、汚染物質のモニタリングや汚染源に応じた対策及び汚染負荷軽減施策の検討・立案能力の強化等のデータを入手し、指標を確認して進捗をモニタリングする方針を掲げることを検討中である。受注者は、本プロジェクトの成果や目標達成状況をモニタリング・評価するための調査を実施する際には、発注者と協議の上、適切な指標を設定し、データ取得を行う。

第5条 業務の内容

1. 共通業務 別紙3のとおり。

2. 本業務にかかる事項

2-1 プロジェクトの活動に関する業務

(1)成果1に関わる活動

活動1-1:ラボラトリーの水質分析にかかる能力アセスメントの実施

活動1-2:ラボラトリーの水質分析能力向上のための計画作成

活動1-3:水質分析および水質測定データベースのマネジメント能力強化に向けた優先活動の実施 2 (活動1-2の計画に基づく)

² プロポーザルでの提案を求める。当該課題は様々な要因に起因すると考えられるが、分析者によって分析データに差があることは大きな課題の一つである。プロジェクト終了後もラボラトリー独自で研修制度や勉強会といった能力強化に係る活動を維持していく必要があると考えるため、分析ガイドラインのみに頼らず、指導者育成及び品質管理も踏まえた提案をすること。

活動1-4:水質分析にかかるラボラトリーの分析ガイドライン(SOP含む)の作成活動1-5:能力向上計画(活動1-2にて作成)の見直しおよび必要に応じての計画改定

(2) 成果2に関わる活動

活動2-1:水サンプリング、保管、運搬にかかるSOPをラボラトリーと共に作成

活動2-2:対象地域における表流水水質モニタリング計画の作成と実施

活動2-3:表流水水質モニタリングのガイドライン作成

活動2-4:排水許可および立入検査の実態とマニュアルの検証

活動2-5:排水許可および立入検査マニュアルの策定/改訂

活動2-6:立入検査の実施

(3) 成果3に関わる活動

活動3-1:対象地域における主要な水利用目的の識別

活動3-2:対象地域における表流水水質の検査(活動2-2の計画に基づく)

活動3-3:対象地域における汚染源インベントリーの作成・検証

活動3-4:水質管理計画の策定

活動3-5:水質管理計画策定・実施ガイドラインの作成

(4)成果4に関わる活動3

活動4-1: MOEおよび地方州の環境局職員を対象として、パイロットサイトへのスタディツアー⁴を実施(特定州を参集)

活動4-2:水質汚濁防止閣議令の実施に向けて、民間セクターに対する情報発信セミナー⁵を実施(於プノンペン都)

活動4-3:水質汚濁防止閣議令の実施に向け、ステークホルダーに対して「水質及び排水の適切なモニタリング・管理」セミナー⁶を実施(基本的に全土対象)

2-2 本邦研修・招へい⁷

⊠本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、研修・招へい日程を確定した後、発注者・受注者協議の上で、別途契約書を締結して実施する(発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠)

⊠想定規模は以下のとおり。

研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
実施回数	合計1回

³ 本成果に係る「セミナー」について提案を求める。関係する官民等ステークホルダーは多岐に渡るが、最も効率よくセミナー効果を普及させるための対象業種・分野、方法等について提案すること。

^{4 5}名7日間程度のスタディツアーを1回想定。

^{5 20-30}人向けのセミナーを2回程度想定。

⁶ 20-30人向けのセミナーを2回程度想定。

⁷ プロポーザルでの提案を求める。対象者、人数、内容等についてその理由も併せて提案すること。

対象者	MOE (GDEP) 及びラボラトリーでの業務従事者	
参加者数	約6名/回	
研修日数	約10日(移動日を含む)/回	

2-3 機材調達

☑ 受注者は、業務の実施に必要と判断されるICP-MS等ラボラトリーで使用する機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、各機材の必要性・妥当性をカウンターパート(以下、「C/P」)と確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

2-4 現地再委託

現地再委託を可とする業務は想定していません。

2-5 その他

- (1) 収集情報・データの提供
- 業務のなかで収集・作成された調査データ(一次データ)、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法(Webへのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等)で、適時提出する。
- ≫ 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を確認する。関連する法令が存在しない場合あるいは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に当該協力準備調査で取得したデータの所有権及び利用権について確認する。確認の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- ▶ 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - ✓ データ格納媒体: CD-R (CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議)
 - ✓ 位置情報の含まれるデータ形式: KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。 (Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを最終成果品に合わせ提出する。)

(2) ベースライン調査

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。また、具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。成果毎のベースライン調査として、成果1は活動1-1にてベースライン調査を実施する。成果2は現在の定点観測及び運営指導方法の実態調査、成果3は現在の水質管理計画にかかる業務実施状況確認調査を実施する。成果4は活動効果の普及であるため、ベースライン調査は不要。
- ▶ 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、 C/P の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、 同様に発注者及び C/P の合意を得ることとする。

(3) インパクト評価の実施

- ▶ 本プロジェクトではランダム化比較試験(RCT)等による JICA プロジェクトの 介入による効果測定(インパクト調査等)を実施する。
- ▶ 効果測定の実施にあたりJICAがベースデータの収集等を行う際に、受注者は、 プロジェクトの枠組みを活用した協力を検討し、実施する。

(4) C/Pのキャパシティアセスメント

▶ 受注者は、人材育成の対象となる C/P に対し、現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

(5)エンドライン調査

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/P に結果を共有する。指標については別紙1.案件概要表「4.事業の枠組み」の指標を想定。
- ▶ 受注者は、C/P との共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/P と協議の上、両者の合意を得る。

(6)環境社会配慮のカテゴリ変更の可能性の確認

➤ 本プロジェクトが「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン⁸」(以下、「JICA 環境社会ガイドライン」)におけるカテゴリを確認する。業務を進めるうえで カテゴリを変更して、カテゴリA又はBに該当する事業になる可能性がある状 況となった場合は、速やかに発注者に報告し、対応を協議する。

(7)環境社会配慮JICA環境社会ガイドラインに基づき、戦略的環境アセスメントの考え方に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、スコーピング(政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにすること)を実施した上で、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。

主な調査項目は、以下のとおり。

- ① 政策、計画等の目的・目標の検討
- ② 諸制約のなかで目的を達成するための代替案の検討
- ③ 政策や計画の内容の検討(開発予測、対策のリスト、ルートや将来の開発区域の地図等)
- ④ スコーピング(政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な 環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施
- ⑤ ベースラインとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活 区域及び経済社会状況等)の確認
- ⑥ 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認

^{8 2022}年度以降の要請案件は2022年1月版、2021年度以前の要請案件は2010年4月版を適用する。

- ア 環境社会配慮(環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等)に 関連する法令や基準等
- イ JICA 環境社会ガイドラインとの乖離
- ウ 関係機関の概要
- ⑦ 影響の予測
- ⑧ 影響の評価及び代替案の比較検討 (PPP レベル)
- ⑨ 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- ① モニタリング方法の検討
- ① ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議方法・内容等の 検討。JICA 環境社会ガイドライン」別紙 5 を参照。)
- ② プログラムの個別プロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間 25,000C0₂ 換算トン以上の場合、供用段階における排出量推計

第6条 報告書等

1. 報告書等

■業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又はPDFデータも併せて提出する。事業完了報告書の提出期限は契約履行期間の末 日とする。

想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量(部数)は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	業務開始から3か月以内	英語	電子データ	
モニタリングシート	別途指定 (現地業務開始後6ヶ月に 一度)	英語	電子データ	
業務進捗報告書1	2024年10月 (業務開始12ヶ月後)	日本語 英語	電子データ	
業務進捗報告書 2	2025年10月 (業務開始24ヶ月後)	日本語 英語	電子データ	
****	+- // /- /- /-	日本語	製本、CD-R	各3部
事業完了報告書	契約履行期限末日	英語	製本、CD-R	各7部

- 事業完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・ 修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを 添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

- (1)業務計画書
 - 共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。
- (2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- 1) プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
- 2) プロジェクト実施の基本方針
- 3) プロジェクト実施の具体的方法
- 4) プロジェクト実施体制 (JCC の体制等を含む)
- 5) PDM(指標の見直し及びベースライン設定)
- 6) 業務フローチャート
- 7) 詳細活動計画 (WBS: Work Breakdown Structure 等の活用)
- 8) 要員計画
- 9) 先方実施機関便宜供与事項
- 10) その他必要事項
- (3) モニタリングシート 発注者指定の様式に基づき作成する。
- (4) 事業完了報告書(及び事業進捗報告書)(日本語)
 - 1) プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
 - 2) 活動内容 (PDM に基づいた活動のフローに沿って記述)
 - 3) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓(業務実施方法、運営体制等)
 - 4) プロジェクト目標の達成度
 - 5) 上位目標の達成に向けての提言(最終成果品の場合)もしくは次期活動計画(事業進捗報告書の場合)

添付資料(添付資料は作成言語のままでよい)

- (ア) PDM (最新版、変遷経緯)
- (イ)業務フローチャート
- (ウ)WBS等業務の進捗が確認できる資料
- (エ)人員計画(最終版)
- (オ)研修員受入れ実績
- (カ)遠隔研修・セミナー実施実績(実施した場合)
- (キ)供与機材・携行機材実績(引渡リスト含む)
- (ク)合同調整委員会議事録等
- (ケ)その他活動実績
- (5) 事業完了報告書(指定言語)

発注者指定の様式に基づき作成する。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、事業完了報告書にも添付する。

- (1) ラボラトリー能力向上計画
- (2) ラボラトリー分析ガイドライン
- (3)表流水モニタリングガイドライン
- (4) 排水許可及び立入検査マニュアル
- (5) 水質管理計画策定・実施ガイドライン

3. コンサルタント業務従事月報

国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- 3) 詳細活動計画 (WBS 等の活用)
- 4) 活動に関する写真

案件概要表

1. 案件名

国 名:カンボジア王国(カンボジア)

案件名:

水質汚濁防止能力向上プロジェクト

The Project for Capacity Development on Water Pollution Control

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における当該セクターの開発の現状・課題及び本プロジェクトの位置 付け

カンボジアは、外国投資資本の増加により2011年以降年間平均7%という高い経済成長を維持してきた(新型コロナウイルス感染症の影響を受けた2020年~2022年を除く)一方、急激な都市化や経済発展に伴い、都市や市街地における環境への悪影響が拡大している。特に、首都プノンペン都内では、未処理雑排水が周辺河川や湖などに放流されており、環境負荷が自然浄化能力を超え、水質悪化が進んでいる。

こうした状況において、カンボジア政府が策定した第四次四辺形戦略(Rectangular Strategy Phase IV)(2018年~2023年)では「自然資源・文化の持続的管理」が優先課題として取り上げられている。また 2015年には「国家環境戦略 2015 - 2023」が策定され、環境行政に関わる機関の能力向上は優先課題として取上げられている。さらに、カンボジア環境省(Ministry of Environment:以下、MOE)は、UNDPの支援を受け、環境管理と規制の枠組みを提供することを目的とした包括的な法律である環境・天然資源管理法(Environment and National Resources Code:以下、ENR コード)の改訂を実施しており、現在最終評価過程にある。

一方で MOE は、増加する環境影響評価への対応や水質汚濁防止における政策立案及び実施能力が十分ではなく、JICAは「環境影響評価(EIA)を含む環境公害管理能力向上プロジェクト」(2017年~2021年)(以下、先行プロジェクト)において、EIAと水質汚濁防止に焦点を当て、MOE の環境保護総局(General Department of Environmental Protection:以下、GDEP)の能力強化に取り組んだ。このうち、EIAについては、EIA報告書審査マニュアルや開発分野ごとの EIA ガイドラインをとりまとめ、GDEPが EIAを適切に実施する環境を整備した。水質汚濁防止については、法的枠組みである水質汚濁防止閣議令(Sub-Decree on Waste Pollution Control)の改訂を支援した。この閣議令は2021年6月29日にフン・セン首相が署名し、発効に至っている。閣議令の改訂においては、排水基準と環境基準の関係の明確化や排水規制対象となる事業規模の見直し等が行われた。また併せて排水水質管理の実務レベルにおいて、立ち入り調査ガイドライン等の技術的ガイドラインの作成やプノンペン周辺地域における汚染源インベントリーの初期構築も行った。

本事業は先行プロジェクトの成果を活用しつつ、上記の課題に対応するため、GDEPの水質汚濁防止に係る一連の能力強化およびモニタリング、排水管理体制の構築を図るものである。

(2) 当該セクターに対する我が国及びJICAの協力方針等と本プロジェクトの位置づけ

本事業は、外務省対カンボジア王国国別開発協力方針(2017年7月)の援助重点分野である「ガバナンスの強化を通じた持続可能な社会の実現」に位置付けられる。また、「対カンボジア王国事業展開計画(2021年)」では、「都市環境改善プログラム」を設定し、「環境管理に必要な体制作りを基礎研究能力や行政能力の向上を通じて支援する」ことをプログラム目標に置き、対応方針として「国内の環境管理体制の基盤作りを支援する」としている。

さらに、本事業はJICA課題別事業戦略であるグローバル・アジェンダ「環境管理 (JICAクリーン・シティ・イニシアチィブ)」のクラスター「環境規制や汚染対策 の適正化を通じた健全な環境質の実現」に貢献するものと位置づけられる。

またSDGs ゴール 6「すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する」に貢献する。

(3)他の援助機関の対応

水環境管理にかかる支援ドナーとして、韓国と中国の二か国が挙げられる。ただし、韓国は支援を計画中、中国は支援を終了しており、詳細計画策定調査時点(2022年12月)において支援を実施中のドナーは無い。

韓国が計画中の支援(2024年開始見込み)は、MOEが新設予定のラボラトリー設備整備(レイアウト、廃棄施設等)及び開発戦略策定や能力強化研修(化学・物理・生物学分野及び精度管理)を支援するものであり、分析機材の供与は行わない。

中国については、MOE内にカンボジア・中国ジョイントラボラトリーを設置するとともに、機材供与を実施した。しかし、新型コロナウイルスを理由に中国側による分析機材の使用方法の指導が無いまま事業が撤退・終了し、ジョイントラボラトリーは未稼働の状況。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、プノンペン都及びプレクトノット川流域において、環境分析ラボラトリーの検査結果の正確性と信頼性の向上、表流水モニタリング及び立入検査体制の整備、水質管理計画策定能力の向上、およびグッドプラクティスの共有により、表流水及び排水の適切なモニタリング・管理体制の構築を図り、もって水環境改善に

向けた施策の推進に寄与するもの。

- (2) プロジェクトサイト/対象地域名
 - プノンペン都(MOE 所在地)
- ・プノンペン都、カンダル州、コンポンスプ一州(対象水域のプレックノット川流域)
 - (3) 本プロジェクトの受益者(ターゲットグループ)
 - ・直接受益者: MOE の GDEP の職員、パイロットサイト所在の州環境局の職員(プノンペン都、カンダル州、コンポンスプー州)
 - ・最終受益者:対象水域流域の市民(プノンペン都:人口約 150 万人、カンダル州: 人口約 120 万人、コンポンスプー州:人口約 70 万人)
 - (4) 事業実施期間

2023年10月~26年10月を予定(計36カ月)

- (5) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担
 - 1) 我が国の援助活動

我が国の環境省が主導する「アジア水環境パートナーシップ(Water Environment Partnership in Asia:以下、WEPA)」 との連携が期待できる。現在 WEPA では水質汚濁源の特定/算定に関して、MOE 職員およびトンレサップ湖周辺州の職員の能力向上を目的とした活動を展開中である。今後、本事業においてモニタリング活動を進める中で、WEPA が作成する汚濁源算定方法に関するガイドラインを活用することが可能と考えられる。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

韓国の支援との相互補完性が期待できる。韓国は MOE のラボラトリー支援を 2024 年から開始する計画である。詳細計画策定調査時点では、本事業が水質を担当し、韓国が水質以外の大気や土壌などに関する技術支援を行う計画であることを確認している。韓国はラボラトリーの ISO 取得に向けた支援を行うことから、本事業は精度管理に関し便益を受けることが期待できる。他方、本事業によって水質分析の能力が向上することは、ラボラトリー全体の能力の底上げ支援を企図する韓国の便益にもつながる。このことから、両者の事業は高い相互補完性が期待できる。

- (6) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類
 - 環境社会配慮
- ①カテゴリ分類 C
- ②カテゴリ分類の根拠

本事業は「国際協力機構環境配慮ガイドライン」(2022 年 1 月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であるとされるため。

・ジェンダー分類: 【対象外】■GI (ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件) <活動内容/分類理由>

調査にてジェンダー主流化ニーズが確認されたものの、ジェンダー平等や女性の エンパワメントに資する具体的な取組について指標等を設定するに至らなかった ため。

|4. 事業の枠組み|

(1) 上位目標

水質汚濁防止閣議令に基づき、水環境改善に向けた施策が推進される

指標 1. プロジェクトが作成した水質管理計画が実施されている

指標2.(プロジェクトが構築した)表流水及び排水の適切なモニタリング・管理体制が運用されている

(2) プロジェクト目標

水質汚濁防止閣議令に基づいた、表流水及び排水の適切なモニタリング・管理体制が 整備される

指標 1. 水質分析ラボラトリー・ガイドラインに基づいて、水質が正確に分析されている

指標2.水質管理計画の承認に向けた申請が為される

指標3.排水許可の手順改善にかかる提言が為される

指標 4. (実施されている) 水質モニタリングが、サンプリング方法、頻度、パラメータ

一の観点において改善されている

(3) 成果

成果1:環境分析ラボの検査結果の正確性と信頼性が向上する

成果2:対象水域の表流水モニタリング及び立入検査体制が整備される

成果3:水質管理にかかる計画策定能力が向上する

成果4:水質汚濁防止閣議令の実施手法にかかるグッドプラクティスが地方州を含む ステークホルダーに共有される

(4) 活動

1-1 ラボラトリーの水質分析にかかる能力アセスメントの実施

1-2 ラボラトリーの水質分析能力向上のための計画作成

1-3 水質分析および水質測定データベースのマネジメント能力強化に向けた優先活動の実施(活動 1-2 の計画に基づく)

- 1-4 水質分析にかかるラボラトリーの分析ガイドライン (SOP 含む) の作成
- 1-5 能力向上計画(活動1-2にて作成)の見直しおよび必要に応じての計画改定
- 2-1 水サンプリング、保管、運搬にかかる SOP をラボラトリーと共に作成
- 2-2 対象地域における表流水水質モニタリング計画の作成と実施
- 2-3 表流水水質モニタリングのガイドライン作成
- 2-4 排水許可および立入検査の実態とマニュアルの検証
- 2-5 排水許可および立入検査マニュアルの策定/改訂
- 2-6 立入検査の実施
- 3-1 対象地域における主要な水利用目的の識別
- 3-2 対象水域における表流水水質の検査(活動2-2の計画に基づく)
- 3-3 対象地域における汚染源インベントリーの作成・検証
- 3-4 水質管理計画の策定
- 3-5 水質管理計画策定・実施ガイドラインの作成
- 4-1 MOE および地方州の環境局職員を対象として、パイロットサイトへのスタディッアーを実施(特定州を参集)
- 4-2 水質汚濁防止閣議令の実施に向けて、民間セクターに対する情報発信セミナー を実施(於プノンペン都)
- 4-3 水質汚濁防止閣議令の実施に向け、ステークホルダーに対して「水質及び排水の適切なモニタリング・管理」セミナーを実施(基本的に全土対象)

5. 前提条件 外部条件

(1) 前提条件

なし

- (2) 外部条件
- 技術移転を受けた職員の離職や異動が発生しない(大人数の離職や異動)
- ・他ドナーおよびカンボジア政府のプロジェクトと活動内容や資機材供与の点で重複 しない

6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

① 一般市民への情報公開

過去のカンボジアにおける類似案件の評価等では政策立案の初期段階で民間セクターの代表者の参加を促し調整と協力に努めた。また、特に情報へのアクセスについては、GDEPのWebサイトの構築により技術情報をわかりやすく一般に公開し、政策立案や環境情報の提供に関する手段を広げることができた。本事業でも、ウェブサイトをはじめとする事業者への情報提供の手法についての検討を行う。

② 中央におけるモニタリングの質向上と地方におけるモニタリング体制の 底上げ

メキシコ合衆国向け「沿岸水質モニタリングネットワーク計画プロジェクト」(評価年度2014年)では、プロジェクト開始時の水質モニタリング体制及び技術レベルを適切に把握した上で、強化すべきモニタリング項目を明確にし、プロジェクトの活動に反映した。その結果、地方を含むモニタリングネットワークの推進が実現された。本事業においても、地方でのモニタリング体制の構築が検討される場合には、現状の体制や課題を元にモニタリング項目の優先順位を検討し、段階的な能力向上を図ることが重要である。

③ パイロット地域からの全国普及

フィリピン共和国向け「水質管理能力強化プロジェクト」(評価年度2005年)では、本部と地域事務所で活発な意見交換を行い、関連ガイドラインの策定に役立てたことで、汎用性のあるガイドラインが全国に普及された。本事業においても、パイロット地域での教訓が条件の異なる他地域でも適応可能かどうか、その手法や課題について非パイロット地域から意見を取り入れ反映させる等、全国普及に向けた取り組みを計画・ガイドラインの策定段階から取り入れることが重要である。

|7. 評価結果|

本事業は、カンボジア国の開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力方針・分析に合致し、表流水及び排水の適切なモニタリング・管理体制の構築を通じて水環境改善に向けた施策の推進に資するものであり、SDGsゴール6「すべての人々の水と衛生の利用可能性と検討可能な管理を確保する」に貢献すると考えられることから、

事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

事業終了3年後 事後評価

以 上

共通留意事項

【1】必須項目

- 1. 討議議事録 (R/D) に基づく実施
 - ▶ 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録(R/D)に基づき実施する。

2. C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保⁹

- ▶ 受注者は、オーナーシップの確立を充分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- ➤ 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

3. プロジェクトの柔軟性の確保

- ▶ 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する(評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更に当たっては、受注者は案を作成し発注者に提案する)。
- ▶ 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う (R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の 契約変更等)。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注 者が R/D 変更のためのミニッツ(案)及びその添付文書をドラフトする。

4. 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務めるものとする。
- 5. 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求
 - 発注者及び他機関の対象地域/国あるいは対象分野での関連事

⁹ C/Pの主体性向上のための工夫、特に初めてC/Pとなる州環境部は実施体制も脆弱なので、どうフォローするかという点を含めて、プロポーザルで提案すること。

- 業(実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む)との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- ▶ 日本や国際的なリソース(政府機関、国際機関、民間等)との 連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

6. 根拠ある評価の実施

プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠(エビデンス)に基づく結果提示ができるよう留意する。

【2】選択項目

⊠他の専門家との協働

- ▶ 発注者は、本契約とは別に、長期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、業務進捗報告書、事業完了報告書の作成に際しては、これら専門家と協働して作成する。
- ▶ 上記専門家との役割分担は、第4条2. 本業務にかかる事項を参照する。

以上

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成/改定

- ▶ 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- ▶ なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・ プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会(JCC)等の開催支援

- ➤ 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会(Joint Coordinating Committee)もしくはそれに類する案件進捗・調整会議(以下、「JCC」)を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、(R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で)開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- ▶ 受注者は、相手国の議長(技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター)が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- ▶ 受注者は必要に応じてJCCの運営、会議資料の準備や議事録の作成等、 最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- ▶ 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と 運営のための打ち合わせを行う。
- ▶ 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で(1年に1回以上とする)発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- ▶ 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- ▶ 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、 C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。
- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- ▶ 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- > 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像 (映像は必要に応じて)を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に 提出する。

5. 事業完了報告書/業務進捗報告書の作成

- ▶ 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた事業完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- ▶ 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- ▶ 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出 し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注 者に提出する。

以上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル 作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
 - 1)類似業務の経験

類似業務:水質管理に係る計画策定及び実施に関する各種業務

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報
- (2)業務の実施方針等
 - 1)業務実施の基本方針
 - 2)業務実施の方法
 - * 1)及び2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。
 - 3) 作業計画
 - 4)要員計画
 - 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
 - 6) 現地業務に必要な資機材
 - 7) その他
- (3)業務従事予定者の経験、能力
 - 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3.業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - ▶ 業務主任者/水質管理計画①
 - ▶ 表流水水質管理
 - ▶ 排水管理/立入検査
- ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数約 24 人月
- 2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験

地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者/水質管理計画①)】

① 類似業務経験の分野:水質管理計画に係る各種業務

② 対象国及び類似地域:カンボジア国及び東南アジア地域

③ 語学能力:英語

【業務従事者:表流水水質管理】

①類似業務経験の分野:水質管理に係る各種業務

②対象国及び類似地域:カンボジア国及び全途上国

③ 語学能力:英語

【業務従事者:排水管理/立入検査】

① 類似業務経験の分野:排水管理/立入検査に係る各種業務

② 対象国及び類似地域:評価せず

③ 語学能力:評価せず

2. 業務実施上の条件

(1)業務工程

2023年10月~2026年10月

- (2)業務量目途と業務従事者構成案
 - 1)業務量の目途

約 40.00 人月 (現地:35.00人月、国内5.00人月)

「本邦研修(または本邦招へい)に関する業務量0.8人月を含む(本経費は定額計上に含まれる。業務人月に係る内訳は定額計上欄に記載)。なお、上記の業務人月は、国内移動手配に関連しJICAが契約する旅行会社への国内移動旅行の手配依頼書の送付、旅行手配内容の調整・検収、国内機関への報告を含む。」

2)業務従事者の構成案

業務従事者の構成(及び格付案)は以下を想定していますが、競争参加者は、 業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成(及び格付)を提案し てください。

- ① 業務主任者/水質管理計画① (2号)
- ② 水質管理計画②
- ③ 表流水水質管理(3号)
- ④ 排水管理/立入検査(3号)
- ⑤ 水質分析

3) 渡航回数の目途 全38回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

現地再委託を可とする業務は想定していません。

(4)配付資料/公開資料等

- 1) 配付資料
- ▶ カンボジア国環境影響評価を含む環境公害管理能力向上プロジェクト業務完 了報告書
- ▶ プノンペン都庁及び公共事業・運輸省下水管理能力強化プロジェクト業務完 了報告書
- ▶ カンボジア国水質汚濁防止能力向上プロジェクト要請書
- カンボジア国水質汚濁防止能力向上プロジェクト詳細計画策定調査報告書
- ▶ カンボジア国水質汚濁防止能力向上プロジェクト R/D
- 2) 公開資料
- ▶ トレンサップ湖における環境保全基盤の構築 https://www2. jica. go. jp/ja/evaluation/pdf/2015_1500632_1_s. pdf
- プノンペンにおける下水道整備計画 https://www2. jica. go. jp/ja/evaluation/pdf/2019_1960340_1_s. pdf
- ➤ プノンペン南西部灌漑・排水施設改修・改良事業 https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2014_CP-P14_1_s.pdf
- ▶ タクマウ上水道拡張計画 https://libopac.jica.go.jp/images/report/12354254.pdf

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置(*語⇔*語)	無
3	執務スペース	有
4	家具(机・椅子・棚等)	有
5	事務機器(コピー機等)	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

安全対策に関する JICA カンボジア事務所からの指示に従うとともに、JICA が設定する安全管理基準を厳守する。また、専門家チームとしても、日常的に治安情報の収集に努めること。なお、緊急時の連絡体制については、特に万全を期すること。

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については JICA カンボジア事務所などで十分な情報収集を行うと共に、現地業務での安全確保のために関連機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととする。JICA カンボジア事務所とは常時連絡が取れる体制とし、地方にて活動を行う必要が生じた場合には、現地の治安状況や移動手段などについて同事務所からの承認を得ることとする。

また、現地業務に先立ち、外務省「たびレジ」に登録すること。

(参考) JICA の国別安全対策情報: https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2022 年 4 月-2023 年 4 月追記版)」(以下同じ)を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html)

(1) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ①超過分が切り出し可能な場合:超過分のみ別提案・別見積として提案します。
- ②超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容と し、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。
- (例)セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

169, 608, 000円(税抜)

なお、定額計上分 38,982,000円(税抜)については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記(3)別見積としている項目を含みません。 なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(2) 別見積について (評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費(航空賃)
- 2) 旅費 (その他:戦争特約保険料)
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 5) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 6) 上限額を超える別提案に関する経費
- 7) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案 に関する経費

(3) 定額計上について

1) 定額計上した各経費について、上述(3)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

		対象とする 経費	該当箇所	金額(税抜)	金額に含まれる 範囲	費用項目
1	1	C/P交通費	第2章第4条	500,000円	対象地域往来に	一般業務費
			2 (3)		係る交通費(車両	⑤旅費・交通
					傭上費)	費
2	2	供与機材費	第2章第4条	30, 000, 000円	ICP-MSを主とす	機材費
			2 (5)		るラボラトリー	

				への供与資機材	
3	セミナー開	第2章第5条	500,000円	成果4に係る会場	一般業務費
	催費(民間セ	2-1 (4)		費、資料印刷費及	③セミナー
	クター)			びセミナー発表	等実施関連
				者の出張旅費(3-	費
				4名2回)	
4	セミナー開	第2章第5条	500,000円	成果4に係る会場	一般業務費
	催費(ステー	2-1 (4)		費、資料印刷費及	③セミナー
	クホルダー)			びセミナー発表	等実施関連
				者の出張旅費(3-	費
				4名2回)	
5	スタディツ	第2章第5条	500,000円	成果4に係る地方	一般業務費
	アー費	2-1 (4)		州参加者の対象	③セミナー
				地域への出張旅	等実施関連
				費(5名7日間程度	費
				1回)	
6	資料等翻訳	第2章第5条	300,000円		一般業務費
	費	2-1			
		及び第6条			
7	本邦研修(本	第2章第5条	2, 682, 000円	受入期間の業務	幸促酉州
	邦招へい)に	2-2		人月(水質管理計	
	かかる経費			画①2号、表流水	
				水質管理3号、排	
				水管理立入検査3	
				号、水質分析4号	
				4名分、	
				各0.2人月計0.8	
				人月の報酬	
8	本邦研修(本	第2章5	4,000,000円	直接経費	国内業務費
	邦招へい)に	第5条2-2			
	かかる経費				

(4)見積価格について、

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(5) 旅費(航空賃)について

参考まで、JICAの標準渡航経路(キャリア)を以下のとおり提示します。なお、提示している経路(キャリア)以外を排除するものではありません。

東京⇒バンコクorシンガポールorハノイorソウル⇒プノンペン

- (6)業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。 競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。
 - (7) 外貨交換レートについて
 - 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。 (URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙4:プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	7	記 点		
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)		
(1)類似業務の経験		(6)		
(2)業務実施上のバックアップ体制等		(4)		
ア)各種支援体制(本邦/現地)		3		
イ)ワークライフバランス認定		1		
2. 業務の実施方針等	(40)		
(1)業務実施の基本方針の的確性		16		
(2)業務実施の方法の具体性、現実性等		18		
(3)要員計画等の妥当性		6		
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		_		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)		
(4) 类双子作类の奴除 此上 /类双纯阳岭山 一分配	((26)		
(1)業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評 価	業務主任	業務管理		
価	者のみ	グループ		
業務主任者の経験・能力:業務主任者/水質管理計画①	(26)	(11)		
ア)類似業務の経験	10	4		
イ)対象国・地域での業務経験	3	1		
ウ)語学カ	4	2		
エ)業務主任者等としての経験	5	2		
オ)その他学位、資格等	4	2		
副業務主任者の経験・能力: 副業務主任者/〇〇〇〇	(-)	(11)		
ア)類似業務の経験	_	4		
イ)対象国・地域での業務経験	_	1		
ウ)語学カ	_	2		
エ)業務主任者等としての経験	_	2		
オ)その他学位、資格等	_	2		
業務管理体制、プレゼンテーション	()	(4)		
ア)業務主任者等によるプレゼンテーション				
イ)業務管理体制	_	4		
(2) 業務従事者の経験・能力 :表流水水質管理	((12)		
ア)類似業務の経験		6		

イ)対象国・地域での業務経験	1
ウ)語学力	2
エ)その他学位、資格等	3
(3) 業務従事者の経験・能力 :排水管理/立入検査	(12)
ア)類似業務の経験	8
イ)対象国・地域での業務経験	0
ウ)語学力	0
エ)その他学位、資格等	4